

捕獲檻の貸出しを希望される方へ

1 はじめに

いわゆる「有害鳥獣駆除」は、野生鳥獣が生活環境を悪化させる場合や農林水産物などに被害を与える場合に、防鳥網・防護柵の設置、忌避剤・器具の使用、追い払い等、捕獲以外の方法では被害を防止できないときに、原則として禁止されている野生鳥獣の捕獲等を、例外として許可を受けて捕獲等を行うことができる制度です。

限定された野生鳥獣が捕獲申請の対象となりますが、これらのうち、生息数が多く、被害の大きなイノシシ・ニホンジカ・ニホンザル・アライグマ・ハクビシン・ヌートリアなど一部を除いては、環境保全・健全な生息数維持等の観点から慎重な取扱いが求められています。

許可を受けて捕獲等を実施される方は許可証記載事項を遵守するとともに、動物愛護法などにも留意し、捕獲実施から捕獲後の鳥獣の処置まで、自らの責任で行なっていただくことになります。

2 捕獲箱の貸出

岡崎市では住宅等の建物敷地内において生活被害を受けられている方がご自身で捕獲する場合に捕獲箱を貸出しています。貸出しの対象となる動物はアライグマ、ハクビシン、ヌートリアです。捕獲許可以外の動物がかかったら、対象外となりますので放してください。

なお、捕獲箱は数に限りがあるのでお待ちいただく場合もあります。

3 檻の貸出し申請時に必要な物

- (1) 印鑑
- (2) 身分証（運転免許証、健康保険証など）

4 申請時に作成いただく書類

- (1) 鳥獣捕獲等許可申請書
- (2) 岡崎市捕獲檻借用申請書
- (3) 注意事項誓約書

※ 処分の代行を依頼する場合は「捕獲獣回収依頼書」を加えて作成

5 申請完了後にお渡しするもの

- (1) 捕獲檻
- (2) 鳥獣捕獲許可証
- (3) 腕章
- (4) 標識（檻に装着済み）
- (5) 資料

※資料以外は返却が必要